（別添8）

提案者各位

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構

－ ＮＥＤＯ研究開発プロジェクトの実績調査票の記入について －

国立研究開発法人　新エネルギー・産業技術総合開発機構（ＮＥＤＯ）では、研究開発プロジェクトの実施について、その成果を把握するとともに研究開発マネジメント改善や技術開発戦略への反映を図りたいと考えており、本調査を実施致します。下記のとおり提出くださいますようお願い致します。

調査結果については、ＮＥＤＯ内において、厳重な管理の下で取り扱うこととしており、情報を外部に公表する場合には、統計処理するなど機関名が特定されないよう細心の注意を払わせていただきます。

なお、本調査は採択審査に活用しますので、必ず提出をお願い致します。

記

|  |  |
| --- | --- |
| 対象者 | 提案書の実施体制に含まれる全ての実施者（再委託先、共同実施先を含む）のうち、企業のみが対象です。技術研究組合については、構成する全ての法人のうち企業のみが対象です。なお、同一年度において同一法人当たり一回の御協力をお願いします。他のＮＥＤＯ事業公募時に提出している場合は、調査票の提出済み欄にチェックして提出ください。 |
| 対象プロジェクト | 対象者が過去に実施したＮＥＤＯの研究開発プロジェクト（再委託先、共同実施先を含む）。ただし、対象は、過去１５年間（前身の特殊法人での案件を含む）のプロジェクト。また、同一年度にＮＥＤＯへ企業化状況報告書を提出するもの、追跡調査にて御回答いただくものは除きます。（補足ＱＡ参照） |
| 記入方法 | 調査票に記入してください。対象が５件以上ある場合には、売上や成果の活用面で高く評価できるものから５件（１者当たり）を対象者にて選定してください。調査票は対象者ごと、プロジェクトごとに複製して利用ください。＜記入上の注意＞○実用化の定義顧客評価（認定用）サンプルの作成や量産試作の実施、製造ライン設置、原価計算、製品ラインアップ化（カタログ掲載）、継続的な売り上げ発生　等○その他ＮＥＤＯ成果として認識するもの直接的なものに限らず、波及効果・派生技術・知財ライセンス・技術移転等も含みます |
| 提出方法 | 公募期限までに、対象者ごとにまとめて提出してください。 |
| 問合先及び提出先 | 提案書と同じ。 |
| その他 | 記載いただいた内容に関して、問い合わせさせていただくことがあります。 |

以上

ＮＥＤＯ研究開発プロジェクトの実績調査票

・研究機関ごとに本票を複製して記入してください。

・実施実績が多くある場合は、効果が大きい順に複数（最大５種）お書きください。

・提案書とは別にＮＥＤＯへ直接提出してもかまいません。

|  |  |
| --- | --- |
| １．今回提案する研究開発テーマ | ○○の研究開発 |
| ２．研究機関名 | ○○株式会社 |
| ３．記載免除条件 | <下記に該当する場合チェックしてください。過去の実施実績欄の記載は不要です>□ 過去１５年間、ＮＥＤＯプロジェクト実施実績なし□ 同一年度に既に他の公募にて提出済（応募事業名：○○○技術開発　公募期間：平成○年○月○日～平成○年○月○日） |
| ４．直近の報告 | □ 類似の調査にて報告済（調査名：○○に関する調査）□ 同一年度に追跡調査にて報告済（※プロジェクト終了後６年以内）（該当プロジェクト名：P00000　　○○技術開発）□ 同一年度に企業化状況報告書（または実用化状況報告書）にて報告済（※助成事業\*1終了後６年以内、基盤技術研究促進事業終了後１１年以内または１６年以内）　　　（該当制度名：○○事業） |
| ５．過去の実施実績① | ※過去１５年以内に実施したＮＥＤＯプロジェクトの成果について記載してください。なお、「３．記載免除条件」に該当する場合は、本項目の記載は一切不要です。また、「４．直近の報告」に記載した事業については、記載不要です。ただし、上記のいずれかに該当する場合でも、報告内容に変更があった場合は、本項目を記載いただいてかまいません。（直接的なものに限らず、波及効果・派生技術・知財ライセンス・技術移転等も含む）●プロジェクト番号・名称：P00000 ○○技術開発●実施期間：○○年度～○○年度●プロジェクトで生み出した技術的成果と実用化の状況：（例）・当該事業で開発した○○○技術を、△△△製品の×××として活用している。・当該事業で開発した○○○技術を利用して△△△の製造をしている。・当該事業で取得した○○に関する特許を他社にライセンス供与している。●成果が活用されている製品名：●直近の売上額：●その他（社会的便益、CO2削減効果、雇用創出など）：●記入者連絡先□　提案者と同じ□　それ以外所属・氏名：　　　　　　　　　　　　　住所：電話：　　　　　　　　　　　　　　　e-Mail： |

留意事項）

＊１：対象となる助成事業：

・福祉用具実用化開発推進事業

・産業技術実用化開発助成事業

・大学発事業創出実用化研究開発事業

・国民の健康寿命延伸に資する医療機器・生活支援機器等の実用化開発

・課題設定型産業技術開発費助成金交付規程を適用する事業（下記一覧）のうち助成を受けている方

https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/hojo\_josei\_manual\_manual.html

御回答いただきました情報は、厳重な管理の下で取り扱うこととし、情報を外部に公表する場合には、統計処理するなど機関名等が特定されないよういたします。

「ＮＥＤＯ研究開発プロジェクト実績調査票」に関する補足事項

Ｑ．対象者は

Ａ．対象は、提案書の実施体制に含まれる全ての実施者とします。

　　再委託先、共同実施先も含みます。

　　技術研究組合の場合は、構成する企業のみを対象とします。

　　公益法人は、法人自身のみを対象とします。

　　なお、「過去１５年間、ＮＥＤＯプロジェクト実施実績がない場合」もしくは「同一年度に既に他の公募にて実績調査票を提出済の場合」には、「５．過去の実施実績」の記載が不要です。また、そのようなケースに該当しない場合でも、「４．直近の報告」に記載した事業については、記載不要です。ただし、上記のいずれかに該当する場合でも、報告内容に変更があった場合は、「５．過去の実施実績」について記載いただいてかまいません。

Ｑ．対象となる過去に実施したＮＥＤＯの研究開発プロジェクトとは

Ａ．対象は、過去15年以内に実施し終了したＮＥＤＯの研究開発プロジェクトにおいて、ＮＥＤＯと直接の契約者だけではなく、再委託先、共同実施先として参加した者も対象として含みます。（導入普及事業・モデル事業・実証事業は対象外）

　　対象者のうち、企業や公益法人は部署単位ではなく法人単位で、大学法人は研究室単位で、独立行政法人は部門又はグループ単位での実績を御回答ください。

案件が5件以上ある場合は、売上や成果の活用面で効果が高いものを、対象者にて5件を選定してください。

　　また、同一年度にＮＥＤＯが実施する追跡調査にて御回答いただいているもの、企業化状況報告書（又は実用化状況報告書）を提出いただくものは除きます。

具体的には、以下の2点に該当するものは、回答が不要です。

①追跡調査の対象事業

・過去6年以内に終了した研究開発プロジェクトのうち、同一年度の追跡調査にて御回答いただいているもの

②企業化状況報告書（または実用化状況報告書）にて、同一年度に報告いただくもの

・基盤技術研究促進事業

※以下の事業のうち、過去6年以内に終了したもの

・福祉用具実用化開発推進事業

・産業技術実用化開発助成事業

・国民の健康寿命延伸に資する医療機器・生活支援機器等の実用化開発

・大学発事業創出実用化研究開発事業

・課題設定型産業技術開発費助成金交付規程を適用する事業のうち助成を受けている方

　（ご参考）課題設定型産業技術開発費助成事業一覧

https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/hojo\_josei\_manual\_manual.html

なお、上記のいずれかに該当する場合でも、報告内容に変更があった場合は、記載いただいてかまいません。

Ｑ．プロジェクト名称について

Ａ．同一製品に、複数のＮＥＤＯプロジェクトの成果が活用されている場合には、「プロジェクト名称」欄には、ＮＥＤＯからの資金が大きいプロジェクトについて記入し、その他のプロジェクトについては、プロジェクト名称を備考欄に記入してください。

Ｑ．自らが実施したプロジェクトが分からないときは

Ａ．自らが把握している範囲で回答をお願いするものです。

Ｑ．企業以外の対象者の製品名、製品売上額欄への御回答について

Ａ．自ら製造、販売を行わない対象者は、把握されている範囲で、御回答ください。

Ｑ．成果の活用状況について

Ａ．ＮＥＤＯプロジェクトの「どのような成果」が、「どのような製品（下記参照）」に、「どのような形で使われているか（成果が使われている部品やプロセス等）」を記入してください。

ＮＥＤＯ成果の自ら製造している製品への直接的な活用だけではなく、知財のライセンシングなど、間接的な利用についても御記入ください。

Ｑ．成果が活用されている製品名について

Ａ．自ら製造している製品に活用されている場合は、その製品名を記入してください。

　　他社の製品に活用されている場合は、その製品名を記入してください。ただし、製造者からの了解が得られない場合は、品種名でも構いません（例：液晶テレビ、冷蔵庫等）

Ｑ．「成果が活用されている製品」の考え方について

Ａ．ＮＥＤＯプロジェクトの成果が何らかの形で活用されている最終製品（社会的・経済的効果を産み出す物品・サービス等）とします。ただし、自らが最終製品を製造していなかったり、使用される最終製品が多岐にわたる等の理由で、成果の活用状況の把握が困難な場合には、部材等の中間財でも結構です。

Ｑ．製品売上額の考え方について

Ａ．「成果が活用されている製品」の売上額を記載してください。なお、売上額については、売上規模が分かるおおよその値で構いません。また、国内売上のみであるか、又は海外売上を含むものであるのかについて、その区別を御記入ください。

Ｑ．調査票の提出方法について

Ａ．公募期限までに、御提出ください。

御提出に当たっては、実施者間での情報流出を防止する観点から、対象者ごとに個別に提出いただくか、又は対象者ごとに封書の上、提案書と一緒に御提出ください。

Ｑ．調査結果について

Ａ．ＮＥＤＯは、本調査票を外部には開示せず、厳重な管理の下で取り扱い、実施者を選考する際に活用します（事前審査を行う外部有識者にも公開いたしません。ＮＥＤＯ内で行う契約・助成審査委員会でのみ活用します。）。

なお、情報を外部に公表する場合には、統計処理するなど機関名等が特定されないよう細心の注意を払います。